

岩手県告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者の事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和6年1月16日